

遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

1. 審議結果

内閣総理大臣から食品安全委員会に意見を求められたKN012株を利用して生産されたβ-ニコチンアミドモノヌクレオチドに係る食品健康影響評価（令和8年5月1日付け消食基第216号）については、令和8年5月25日に開催された第277回遺伝子組換え食品等専門調査会において審議され、審議結果（案）が取りまとめられた。

2. KN012株を利用して生産されたβ-ニコチンアミドモノヌクレオチドに係る食品健康影響評価についての意見・情報の募集について

上記品目に関する「審議結果（案）」を食品安全委員会ホームページ等に公開し、意見・情報を募集する。

1) 募集期間

令和8年6月23日（火）開催の食品安全委員会（第1029回会合）の翌日の令和8年6月24日（水）から令和8年7月23日（木）までの30日間。

2) 受付体制

電子メール（ホームページ上）、ファックス及び郵送

3) 意見・情報提供等への対応

いただいた意見・情報等を取りまとめ、遺伝子組換え食品等専門調査会の座長の指示のもと、必要に応じて専門調査会を開催し、審議結果を取りまとめ、食品安全委員会に報告する。

(案)

遺伝子組換え食品等評価書

KN012株を利用して生産された
 β -ニコチンアミドモノヌクレオチド

令和8年（2026年）6月

食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会

<審議の経緯>

- 2026年5月1日 内閣総理大臣から遺伝子組換え食品等の安全性に係る食品健康影響評価について要請（消食基第216号）、関係書類の接受
- 2026年5月12日 第1024回食品安全委員会（要請事項説明）
- 2026年5月25日 第277回遺伝子組換え食品等専門調査会
- 2026年6月23日 第1029回食品安全委員会（報告）

<食品安全委員会委員名簿>

- 祖父江 友孝（委員長）
- 浅野 哲 （委員長代理 第一順位）
- 頭金 正博 （委員長代理 第二順位）
- 春日 文子 （委員長代理 第三順位）
- 小島 登貴子
- 杉山 久仁子
- 松永 和紀

<食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会専門委員名簿>

- 児玉 浩明（座長）
- 佐々木 伸大（座長代理）
- 伊藤 政博 為廣 紀正
- 小野 竜一 中島 春紫
- 角田 茂 中村 亮介
- 古園 さおり 藤原 すみれ
- 柴田 識人

<第277回遺伝子組換え食品等専門調査会専門参考人名簿>

- 杉本 直樹（国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部部長）

要 約

「KN012株を利用して生産されたβ-ニコチンアミドモノヌクレオチド」について、食品健康影響評価を実施した。

本食品は、*Escherichia coli* K-12株の突然変異株を宿主として、β-ニコチンアミドモノヌクレオチドの生合成に関与する遺伝子等の導入を行って作製されたKN012株を利用して生産されたβ-ニコチンアミドモノヌクレオチドである。

本食品は、製造工程において、生産菌及び製造工程で産出される副生成物が除去され、晶析により結晶として高度に精製されている。また、従来のβ-ニコチンアミドモノヌクレオチドと比較して、既存の非有効成分の含有量が安全上問題となる程度にまでは有意に増加しておらず、かつ、有害性が示唆される新たな非有効成分も含有していないと考えられる。

本食品については「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性確認の考え方」（「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針」（平成16年3月25日食品安全委員会決定）別添）を準用して評価を行った結果、改めて「遺伝子組換え食品（微生物）の安全性評価基準」（平成20年6月26日食品安全委員会決定）による評価を行う必要はなく、使用形態が現行と同等である場合に限り、比較対象とした従来食品と同等の安全性が確認されたと判断した。

ただし、本評価は「KN012株を利用して生産されたβ-ニコチンアミドモノヌクレオチド」のリスクが従来食品に比して増加しないことを確認したものであり、本食品に関するリスク管理措置を講じる際には、リスク管理機関において事業者に対し、設定した製品規格の適合遵守に加え、消費者の健康被害事例の収集等について、指導を徹底することが必要である。

I. 評価対象食品の概要

(申請内容)

名称：KN012株を利用して生産されたβ-ニコチンアミドモノヌクレオチド

用途：サプリメント等

申請者：株式会社カネカ

開発者：株式会社カネカ

本食品は、*Escherichia coli* K-12株の突然変異株を宿主として、β-ニコチンアミドモノヌクレオチドの生合成に関与する遺伝子等の導入を行って作製されたKN012株を利用して生産されたβ-ニコチンアミドモノヌクレオチドである。KN012株の宿主である*E. coli* K-12株は、有害な影響を及ぼす毒素の産生性や病原性は知られておらず、国立感染症研究所病原体等安全管理規程におけるバイオセーフティレベル（以下「BSL」という。）分類においてBSL2及び3に分類されていない。また、*E. coli* K-12株及びその派生株は、食品・医療用等のアミノ酸や生理活性物質の工業的な生産に長年にわたり生産菌の宿主として用いられており、これまで有害な影響を及ぼす毒素の産生性や病原性は知られていない。

なお、KN012株の作製に用いられた挿入DNA及びその遺伝子産物、作製工程等は明らかにされている。

II. 食品健康影響評価

本食品は、その製造過程で最終的に遺伝子組換え微生物（遺伝子組換え体）が除去され、高度に精製された非タンパク質性の食品（ヌクレオチド）である。このことから、「遺伝子組換え食品（微生物）の安全性評価基準」（平成20年6月26日食品安全委員会決定）の基本的な考え方に従い、最終産物について、従来食品との比較により安全性評価を行うことが適切であると考えた。

また、評価に当たっては、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性確認の考え方」（「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針」（平成16年3月25日食品安全委員会決定）別添）を準用することが可能であると判断した。

第1. 比較対象の従来食品との相違

1. 製造方法

比較対象とした従来のβ-ニコチンアミドモノヌクレオチドは、市場流通品である。KN012株を利用して生産されるβ-ニコチンアミドモノヌクレオチドとは異なり、酵母を利用した発酵法により製造されたもの

である。なお、KN012株を利用して生産されるβ-ニコチンアミドモノヌクレオチドは、自主規格により管理される。

2. 用途及び使用形態

β-ニコチンアミドモノヌクレオチドは、ヒト体内でも生成される天然のヌクレオチドであり、タンパク質ではない。また、β-ニコチンアミドモノヌクレオチドは、サプリメント等の形態で用いられる。KN012株を利用して生産されるβ-ニコチンアミドモノヌクレオチドの用途及び使用形態も同様である。

3. 摂取量

サプリメントとして販売されている従来のβ-ニコチンアミドモノヌクレオチドの摂取量は250 mg/day程度であり、KN012株を利用して生産されるβ-ニコチンアミドモノヌクレオチドの用途及び使用形態・摂取量も同様である。

第2. 最終産物の精製度及び非有効成分等の評価

1. 精製方法及びその効果

KN012株を利用して生産されたβ-ニコチンアミドモノヌクレオチドは、製造工程において生産菌及び製造工程で産出される副生成物が除去され、晶析により結晶として高度に精製されている。

2. 非有効成分の安全性

KN012株を利用して生産されたβ-ニコチンアミドモノヌクレオチドの非有効成分について、最終製品において、以下の事項を確認した。

- (1) タンパク質は検出限界（1 µg/g）未満である。
- (2) 日本において販売・流通している従来品に加えて、いわゆる高度精製品（食品）に該当すると判断されたL-シトルリン、L-オルニチン塩酸塩及び食品添加物公定書に記載の類縁化合物（ニコチン酸、ニコチン酸アミド）の規格と比較して、同等又はより厳しい規格（含量、純度（鉛及びヒ素）、一般細菌数）に準じて設定された自主規格に適合していることが確認されている。
- (3) HPLC法（親水性及び疎水性）による分析の結果、親水性HPLC法によって比較対象として従来食品に存在しない非有効成分であるニコチンアミドリボシド（NR）が検出されたが、定量限界未満であった。また、従来食品に存在する非有効成分はニコチンアミドが検出されたが、その含有量が安全上問題となる程度にまで有意に増加しているものはなかった。

以上のことから、従来のβ-ニコチンアミドモノヌクレオチドと比較して既存の非有効成分の含有量が安全上問題となる程度にまでは増加しておらず、かつ、有害性が示唆される新たな非有効成分も含有していないと考えられる。

3. その他

KN012株は、導入されたコンストラクトに含まれるカナマイシン及びストレプトマイシン耐性遺伝子を有しているが、それぞれの遺伝子産物の構造及び機能は明らかになっている。また、食品の製造工程において遺伝子産物は完全に除去されている。

上記1.から3.までから、最終産物であるβ-ニコチンアミドモノヌクレオチドの安全性評価に必要な知見は得られている。なお、遺伝子組換え体であるKN012株についても、提出された資料からは安全性が懸念される事項は認められなかった。

III. 食品健康影響評価結果

「KN012株を利用して生産されたβ-ニコチンアミドモノヌクレオチド」については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性確認の考え方」（「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針」別添）を準用して評価を行った結果、改めて「遺伝子組換え食品（微生物）の安全性評価基準」による評価を行う必要はなく、使用形態が現行と同等である場合に限り、比較対象とした従来食品と同等の安全性が確認されたと判断した。

ただし、本評価は「KN012株を利用して生産されたβ-ニコチンアミドモノヌクレオチド」のリスクが従来食品に比して増加しないことを確認したものである。本食品に関するリスク管理措置を講じる際には、リスク管理機関において事業者に対し、設定した製品規格の適合遵守に加え、消費者の健康被害事例の収集等について、指導を徹底することが必要である。